

平成 3 1 年

# 第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

開 会 平成 3 1 年 3 月 1 日

閉 会 平成 3 1 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成31年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長兼教育総務課長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森野 博志		土居 正幸
消防次長兼予防課長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長（前田 長市議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成31年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前田 長市議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成31年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  |        | 会期の決定   |
| 日程第3  |        | 諸般の報告   |
| 日程第4  |        | 平成31年度施政方針について                                |
| 日程第5  | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第7号)) |
| 日程第6  | 議案第 2号 | 権利の放棄について                                     |
| 日程第7  | 議案第 3号 | 忠岡町総合計画策定条例の制定について                            |
| 日程第8  | 議案第 4号 | 忠岡町立幼稚園条例及び忠岡町保育所設置条例の一部改正について                |
| 日程第9  | 議案第 5号 | 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について                       |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について                         |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について                    |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について          |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について               |

- 日程第14 議案第10号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第16 議案第12号 平成31年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 平成31年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 平成31年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 報告第1号 事務報告について（平成30年分）
- 以上でございます。

議長（前田 長市議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。  
発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

おはようございます。

ご案内のように、平成31年第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご参集くださいます。ご出席賜り、ありがとうございます。本日上程させていただきます施政方針、予算案等々たくさんありますが、ご審議をお願いいたしたく提案するところであります。

どうかよろしくをお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、9番・和田善臣議員、12番・森 政雄議員を指名いたします。

議長（前田 長市議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月27日までの27日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、3月27日までの27日間と決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 前田 弘議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

監査委員（前田 弘議員）

皆さん、おはようございます。例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成30年11月29日、12月25日及び平成31年1月29日に行いました内容で、帳簿等は、平成30年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 前田 弘

議長（前田 長市議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第4 平成31年度施政方針について、町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

本日、ここに平成31年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、6月に大阪北部地震、7月には西日本豪雨、9月には台

風21号と大きな被害をもたらす災害が発生しました。本町においても、台風21号により多くの家屋が損壊するなど、過去に経験したことのない甚大な被害が発生したところでございます。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また一方で、明るいニュースもありました。1970年の大阪万博から約半世紀を経て、大阪は2025年の万博の開催地として決定したところです。今年G20サミット首脳会議も大阪で開催されるなど、大阪は今後、世界に羽ばたく国際都市として成長していくことを展望しております。

今年5月、30年間続いた平成は、新元号に改元され、新時代が幕を開けます。この記念すべき年に、本町は町制80周年、忠岡村発足から130周年という佳節を迎えます。

町政発展のためにご尽力いただいた諸先輩皆様に深く感謝するとともに、この節目の年を迎え、昭和から平成へ、そして新時代へ繋がる「小さなまちの大きな夢・希望」の実現に向けた各種施策を展開してまいりたいと考えています。

このたび提案いたします平成31年度各会計予算案は、「第5次忠岡町総合計画」を指針として、「教育・子育て」、「医療・福祉」、「防災・防犯」の充実に取り組み、未来においても持続可能なまちづくりに向けた予算編成といたしました。

また、平成31年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、教育・子育ての支援の充実であります。

夢と希望に目を輝かせる子どもの姿は町の宝物です。発達段階に応じた質の高い教育・保育環境の提供を目指した認定こども園の開園や保育所・幼稚園・認定こども園における給食費の無償化など、安心して子育てができるまちづくりの推進に向け、取り組みを進めてまいります。

小中学校においては、よりきめ細かな学習指導の推進とともに、英語教育の普及、発展に力を入れてまいります。

2点目は、広域行政のさらなる推進であります。

これまでの経験を活かし、無理や無駄を省き、持続可能なまちをつくるため、ごみ処理や消防の広域化など検討を行い、財政健全化と併せて、生活に密着する分野での広域化を積極的に推進してまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

昨年の台風21号や過去の大震災等の教訓から、情報伝達の重要性を認識しており、「伝えるから伝わる」を目指した防災行政に取り組むとともに、地域の防災意識の向上に向け、住民並びに関係団体、関係機関とのつながりの強化を図ってまいります。

4点目は行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取り組み、事務事業の見直しを始めとする第二

次財政健全化計画を進めてきたところでありますが、さらなる健全化策を盛り込んだ「忠岡町みらい計画」を推進してまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました平成31年度各会計の当初予算規模は、一般会計66億7,700万円、各特別会計51億4,485万7,000円、合計いたしますと、118億2,185万7,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計2.7%（増）、各特別会計0.7%（減）、合計1.2%（増）と相成った次第であります。

以下、重点施策の概要については、4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、人が輝くまちづくり戦略であります。

「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「人づくり」から始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場と住民・学校の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

～まちの将来を担う人材を育てます～

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。将来も子どもたちの元気な声があふれる、活力あるまちであり続けるよう、今年4月に忠岡地区において、子育て支援の中核的な役割を担う、民設民営による公私連携幼保連携型認定こども園を開園し、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図るとともに、東忠岡地区においても2021年4月を目途に、幼稚園・保育所を一体化した公立の認定こども園の開園に向け取り組んでまいります。

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進については、少子化・核家族化が進行する中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校教育へのスムーズな移行ができるよう、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

現在、学校休業日の土曜日に開講している「あすなろ未来塾」については、引き続き小学校4年生から中学校3年生までの希望者を対象とし、習熟の程度に応じた授業を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ります。

また、生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを引き続き配置するなど、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援してまいります。

学校への支援としては、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業などを継続してまいります。特に読書活動の推進については、子どもの読書離れへの対策が重要となっていることから、乳幼児から本を通じて豊かな心を育むよう、また読書に親しみ、多面的な思考と判断ができる人材に育つよう、第1次忠岡町

子ども読書活動推進計画を策定し、取り組みを進めてまいります。現在、4ヶ月児健診時に絵本を配布しておりますブックスタート事業に加え、その後の健診時にもブックセカンド事業、ブックサード事業として絵本を配布するとともに、保護者に読み聞かせの体験や絵本の紹介を行ってまいります。また、児童館においては児童書の貸し出しを実施するなど、読書環境の整備にも努めてまいります。

平成26年度から取り組んできた小学生・中学生等を対象にした英語関連事業では、引き続き英語をツールとした様々な体験をする機会を提供していきます。さらに、昨年度から作成している忠岡町を題材にした英語教材「忠中マイワーク」を忠岡中学校の全学年に提供し、英語の授業に活用していただきます。

また、町内在住の中学生から大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業も、5年間で受験者も増加傾向にあり、中学生で上位級の受験者も出てきており、今後も英語への興味・関心を高めていきます。

小・中学校におけるコンピュータ関連の整備は、学習指導におけるICT活用の必要性を踏まえ、また、今後の義務教育におけるプログラミング教育の必要性を鑑み、今年度、小・中学校同時に、コンピュータ教室及び普通教室等での整備をしてまいります。

スポーツセンターについては指定管理者制度を導入し、温水プールの再開や民間事業者が培ったノウハウを活用した多彩なスタジオプログラムなどを通じて、住民の健康増進や交流促進の拠点として今年4月にコパンスポーツセンター忠岡として新しくリニューアルオープンいたします。

地域文化の継承として「だんじり祭」は、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、大切に継承してまいります。

公益財団法人正木美術館と共同で実施しておりますワークショップやイベントなどについては、本町親善大使や本町出身で活躍されている方々とのコラボレーションによる「ただおかオリジナルプログラム」として支援してまいります。

～人にやさしい健康福祉の地域をつくります～

住民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点として、健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくりや食育の推進について、充実を図ってまいります。特定健診やがん検診について、受診率の向上を図るため、引き続き日曜健診を実施するとともに、自らの健康目標を設定して取り組み、健康・運動・食事等に関する研修会などの参加によって賞品を贈呈する「健幸マイレージ事業」を引き続き実施するほか、自らの健康づくりのきっかけへ繋がる「健幸まつり」を開催し、住民の健康増進の啓発に努めてまいります。

また、若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、がん検診の推奨年齢対象者等に対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。



子育て支援の充実及び少子化対策については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、現在、実施しております保育所に通う3歳以上の子どもたちの給食費無償に加え、4月より町内にある幼稚園、認定こども園に通う3歳以上の子ども達についても給食費を無償化し、これからも子育てのしやすいまちを目指してまいります。

また、本町においてもDVや児童虐待などの相談件数が増加傾向にあることから、引き続き子育て支援コーディネーターを配置し、相談や通報などに対して適切かつ迅速に対応してまいります。

高齢者福祉の充実については、「第7期介護保険事業計画」及び「高齢者福祉計画」に基づき、住民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する理解啓発や相談の充実に向け、認知症カフェを開設し、更なる「地域包括ケアシステム」の推進を図ってまいります。

次に、障がい者・障がい児福祉については、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」に基づき、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援を行い、また、障がい児には、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するなど、体制の構築を図ってまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携して、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の充実、推進を図ってまいります。また、今年度は、「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、広報活動等に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険については、大阪府が市町村とともに財政運営の中心的な役割を果たす国保の一元化の実施によって、財政基盤の強化が図られており、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など、地域の実情を踏まえたきめ細かい事業を行ってまいります。

～個性を認め合う社会をつくります～

本町は、「非核平和宣言都市」として、「手をつなごう 非核で世界の人々と」を合言葉に、命の尊厳と平和を愛するまちづくりを推進してまいります。

人権施策の推進については、差別のない明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心として、あらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。

また、男女が共に社会で輝き、活躍できる社会づくりの推進を図るため、引き続き、忠岡町男女共同参画推進条例を柱にした施策の推進を図るとともに、第二次基本計画に向けたアンケート調査を実施いたします。

障害者差別解消法の施行により、行政機関や事業者等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供として、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供や各種機会の提供を拒否すること、場所・時間帯を制限するなどの障がいのある人の権利や利益

の侵害を禁止するとともに、相談窓口の整備、紛争の防止・解決の体制整備の実施、事業者や地域住民への啓発活動などを推進してまいります。

国際交流事業については、忠岡町国際交流協会を核として、友好都市間交流をはじめ、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に活動を展開してまいります。

第2は、安全・安心なまちづくり戦略であります。

安全で安心な暮らしの保障は、最も基本的な自治体の責務です。いつ起こっても不思議ではない大地震や豪雨などの災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り組みを進めるとともに、住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいります。

～モノや環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなげます～

地球環境保全の推進については、住民、事業者等に向けた出前講座や啓発活動により、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進を図り、特に一般家庭・事業所・商店等から出る雑がみ類、プラスチック製容器包装の分別に取り組んでまいります。

ごみ焼却場の運営については、これまで順調に処理がなされ、適正な運営に努めてまいりました。引き続き今後のクリーンセンターの整備及び運営に関して検討を行うとともに、将来のごみ処理の広域化に向けて泉北環境施設整備組合との間で協議を進めてまいります。

～安全・安心な明るい暮らしを確保します～

災害対策の推進については、これまでに各地で発生した大地震や豪雨、また昨年台風21号の経験を教訓に、正確かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るため、災害情報提供システムを導入し、被害をできる限り抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

昨年の台風21号により被災した住民に対し、大阪府被災者生活再建支援事業を大阪府と共同実施し、被災住民の早期の生活再建を支援してまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災活動を推進するため、防災意識の高揚や自主防災組織の活性化につながるよう防災訓練や防災講演会を開催するとともに、自主防災組織主体の訓練開催に向けての支援を行ってまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について、啓発、窓口での相談、個別訪問を実施するなど、より多くの方々に活用していただけるよう努めてまいります。

防犯対策の推進については、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民と連携し、青色防犯パトロールや地域安全見守り活動などを実施して犯罪抑止機能を高めたいまいります。

また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対す

る防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

次に、消費者が安全で安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による対面相談の場を設け、複雑で多様化する悪質な販売手法からの防御と早期解決を目指してまいります。また、高齢弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費やSNS問題には学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

交通安全対策については、住民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全教室の開催や交通安全運動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路については、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が少しでも安全に通学できるように対策を実施してまいります。また、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被害軽減につなげてまいります。

消防については、複雑多様化する災害に対応するため、各種消防用資機材や消防車両の計画的な整備を行い、また増加する救急需要に対して、救急・救命体制の充実強化に努めてまいります。

市町村消防の広域化については、住民サービスの向上、消防体制の効率化や基盤の強化など国及び府の動向を注視しながら、引き続き協議を進めてまいります。

第3は、快適で活力あふれるまちづくり戦略であります。

近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖による地元雇用の減少が進んできております。地方創生と一体となった地域経済の活性化には、事業者や商工会との連携が重要であり、地域に根づいた産業力を伸ばす施策に取り組んでまいります。

～地域経済を支える産業の復活をめざします～

商工業の振興につきましては、町・忠岡町商工会・地域の金融機関の協働で行う創業支援事業を継続し、ワンストップの相談窓口やビジネススキル習得のためのセミナーを充実させ、また、ホームページ作成経費を支援する「IT化推進事業」、公的機関の融資を対象とした「利子補給制度」などにより、既存事業所も含めた基盤強化に取り組んでまいります。

就労支援対策については、職業訓練や技術講習会の情報を提供し、各種機関との連携強化により、若者・高齢者・障がい者や母子家庭等の個別ケースにも就労支援センターが細やかに対応いたします。

また、在住者及び在勤者を対象とした各種技能講座、国家資格取得経費の助成や、住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

忠岡町ブランド創造事業として研究を進めている「キノコ」の栽培においては、狭隘で市街化された本町でも生産が可能な段階に至っており、創業希望者に対しては引き続き商

工会と連携して技術指導を行うなど、新産業の創出を図ってまいります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況のネット配信を継続し、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業の振興については、漁業協同組合の忠岡港でのイベントを通じて、地元海産物に親しみ、港のある町としての魅力が増すよう取り組んでまいります。

関西国際空港を中心としたインバウンド効果が泉州地域に反映され、観光事業のプラットフォームとなるよう、KIX泉州ツーリズムビューローが設立されたところであり、引き続き泉州9市4町や民間企業と連携し、泉州地域の活性化に取り組んでまいります。

～快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します～

生活・都市基盤の充実については、順次、街路灯のLED化を実施するなど、道路や公園など公共施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、大規模地震などにより発生する火災の延焼被害を軽減するため、建物の階数や規模等に応じた燃えにくい構造の建物に規制誘導できる準防火地域の指定について、町全体に拡大し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

水道事業については、今年4月に大阪広域水道企業団と統合いたします。統合後は、大阪広域水道企業団が、将来にわたる安定供給に向け、引き続き老朽管の更新を行うなど、本町と連携を図りながら安全・安心な水の供給を行ってまいります。

また、低所得のひとり暮らし高齢者等の基本料金補助制度については、引き続き実施してまいります。

下水道事業については、平成31年度末の汚水整備の人口普及率は97.2%を見込んでおります。今後も、計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、大雨による浸水被害の軽減を図るとともに、長寿命化対策により雨水ポンプ場施設の計画的な改築更新を行ってまいります。

なお、下水道施設は、住民の生活に欠かせない恒久的な財産であり、安定した下水道サービスが求められています。そのため、下水道事業の透明化、効率化を図り、長期的な事業運営に取り組むため、2020年4月からの地方公営企業法適用に向け準備を進めてまいります。

第4は、自立と協働のまちづくり戦略であります。

地方分権の進展と多様化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実で無理・無駄のない持続可能な行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

～効率的・効果的な行政経営を進めます～

効率的な行政運営の推進については、総合計画の着実な実現に向け、PDCAサイクル

による評価をもとに、各事業の改善や見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、平成から新時代への幕開けとなる節目の年を迎え、未来への礎となる第6次総合計画の策定に取り組んでまいります。

住民に分かりやすく、新しい課題やニーズに柔軟に対応できる組織を構築するため、健康福祉部及び教育部において機構改革を実施し、きめ細やかなサービスの提供や就学前教育の更なる充実を図ってまいります。

町税については、引き続き、税収の確保と人材の育成に取り組んでまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、寄附額も順調に伸びておりますが、引き続き魅力ある返礼品の充実に向け、事業者と連携を図ってまいります。

歳出の削減については、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

地域情報化の推進については、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを実施しており、引き続き情報提供ネットワークシステムとの本格連携によって構築された利便性の高いシステムを円滑に運営してまいります。

広域連携の推進については、将来を見据え、持続可能なまちをつくるため、積極的に検討、推進してまいります。

～住民参画を促す環境づくりを進めます～

開かれた町政の推進については、ホームページや広報紙を通じて、様々な情報を発信してきたところです。とりわけホームページでは、住民が必要とする情報や町の魅力をタイムリーに発信することに努めてまいります。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域でのふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

以上、町政運営に関する4つの私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、町民に信頼されるまちを目指し、変革激動の時代における都市間競争に焦らず、希望を育み、未来を拓く、「忠岡から未来へ」を合言葉に「ぬくもりのある日本一元気なまち」の実現を目指していくことが、町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、提案いたしております平成31年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、私の施政の方針と致します。

長時間ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時より再開いたします。

（「午前10時47分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）でありまして、1月11日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、9,756万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は69億3,600万円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税2,756万8,000円を計上、特別交付税2,000万円を計上、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金5,000万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金5,000万円を計上、シビックセンター駐車場システム更新工事399万6,000円を計上、ふるさと忠岡応援

援寄附金謝礼2, 200万円を計上、寄附金決済等システム利用料13万1,000円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料675万円を計上、第13款 災害復旧費で、三角公園防球フェンス災害復旧工事400万円を計上、北出2丁目チビッコ広場災害復旧工事75万5,000円を計上、災害廃棄物の集積に伴う多目的広場、新浜緑地のことですが、駐車場舗装復旧工事等993万6,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第6 議案第2号 権利の放棄についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第2号 権利の放棄について、ご説明申し上げます。

本件は、水道料金債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今回のこの議案は、平成31年度、4月1日から大阪広域水道企業団に忠岡町が統合するため、忠岡町水道事業会計がそちらに移るので、水道料金債権の権利の放棄として整理をされるというわけでありませぬ。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのとおり、企業団との統合に当たりまして、簿外管理債権、いわゆる不納欠損分、これにつきましては企業団は承継しないこと。また、徴収の見込みがない債権につきまして、今回統合する各団体におきまして、債権放棄の処理を行うこととなっておりますので、今回、債権放棄について上程をさせていただいております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。



5番（是枝 綾子議員）

それでは、不納欠損と債権放棄、合わせまして1万1,093件、金額で4,482万2,596円、これの回収できないというふうに判断された理由と、人数等の内訳はどのようなになってますでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

これらの債権につきましては、約20年以上前、平成10年度からのものがございまして、現実問題として回収の見込みができない状況となっております。したがって、納入期限からおおむね10年を超えるものにつきまして、今回上程をさせていただいているものでございます。

内訳につきましては、調定件数に係る個人の実人数及び法人の件数の内訳について申し上げます。死亡が128人、居所不明が個人で652人、法人で115件、時効を迎えたものが個人で287人、法人で52件、破産が個人で7人、法人で15件分についての債権を放棄するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第2号 権利の放棄についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第7 議案第3号 忠岡町総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第3号 忠岡町総合計画策定条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、地方分権改革推進計画に基づく義務づけが廃止され、市町村の基本構想の策定における議会の議決に関する規定が削除されましたが、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す基本構想の策定に当たっては、従来どおり議会の議決を経る必要があるとの考えに基づき、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第3号 忠岡町総合計画策定条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第8 議案第4号 忠岡町立幼稚園条例及び忠岡町保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第4号 忠岡町立幼稚園条例及び忠岡町保育所設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成31年4月から忠岡幼稚園及び忠岡保育所が認定こども園へ移行することに伴い、平成31年3月末をもって両施設を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

これより、議案第4号 忠岡町立幼稚園条例及び忠岡町保育所設置条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

日程第9 議案第5号 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第5号 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成31年4月1日からの機構改革に伴い、事務局の名称を変更する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第5号 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第10 議案第6号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第6号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の上限を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この条例改正案は、国民健康保険の政令で定められた保険料の法定軽減の2割軽減、5割軽減の対象者を拡大するというものであります。本町の国保の加入世帯は約2,350世帯ですが、今回のこの改正により新たに対象となる世帯は、2割、5割軽減、それぞれで何世帯でありましょうか。そして、その軽減される保険料の影響額は幾らとなるのでしょうか。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、2割軽減世帯につきましては11世帯増加の、金額といたしまして21万5,853円。5割軽減世帯につきましては、3世帯増加の8万8,302円。合計で30万4,155円の保険料の増ということになります。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

14世帯ですから、2,350世帯のうち14世帯というのは大変わずかな世帯であります。その方々の世帯の保険料が合計で30万4,155円軽減されるというものであります。

それとは一方、この同じ条例ですね、忠岡町国民健康保険料条例の中にあるんですけども、今回の条例改正には出てこないものがございます。それは、保険料の賦課限度額が医療分で4万円上がるんです。上がるんですけども、本町は府の賦課限度額に合わせておるため、国は今年度、既にもう4万円上げていますが、大阪府は1年おくれで31年度から4万円引き上げるといふものであります。これは今、限度額、医療分、支援金分、そして介護保険、介護分ですね、これと合わせて合計で89万円ですね、賦課限度額が。それが今度は93万円になるといふものであります。

この影響を受ける世帯、あると思うんです、忠岡町にも、その影響を受ける、賦課限度額が4万円引き上がるという、この影響を受ける世帯は何世帯で、幾ら保険料が上がるといふ影響額は幾らでしょうか。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

限度額を引き上げることによりまして、医療分が、議員おっしゃるように4万円上がります。それにつきまして影響を受ける世帯としまして37世帯でございます。そして、影響額につきましては、約150万円でございます。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ここで37世帯の方で合計150万円、限度額が上がることによって150万円保険料が上がるということでありまして、先ほどの14世帯が拡大されて30万安くなりますけれども、37世帯、一方では150万円上がるということでありまして、本来でしたら、これは今まででしたら賦課限度額の引き上げは、この忠岡町議会で条例改正をして議決が要るものであったんですけども、30年度から大阪府の賦課限度額に合わせるという条例改正になっておりますので、自動的に議決なしに上がるというものになっております。大変問題だと思っております。

高額所得者の方というイメージが賦課限度額にはあるんですけども、対象世帯は。で

すが、4人世帯で所得が550万円のそういった方も賦課限度額の対象となっているということなので、高額所得者だけではなく、このようにそうでない世帯の方々でも、家族が多ければ限度額に到達するというふうなことで、大変高い保険料となっていることでもあります。そういったこともあわせて、その一方で、この条例改正で安くなりますよというふうな改正になっていますが、実は片や上がっている方もいるということでもあります。

もう1点ですが、本町は国保料をこの条例、第6条で、大阪府の統一保険料に合わせるというふうに条例改正がされましたために、この31年度、新年度ですね、府の統一保険料が上がります。本町の保険料も自動的に上がるということでもあります。本町では、事前にお聞きしましたら、平均6.8%の値上げになるということでもあります。これは1世帯当たりどのくらい上がるのかということですね。その影響をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それは、都道府県化される前の平成29年度と、今回の31年度の上がるというところと比較しますと、結果どのようになったのかということをお教えいただきたいと思います。モデル世帯で幾らかという形というお聞きの仕方をして一番わかりやすいかと思いますので、どのように影響が出たでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

平成29年度から30年度に移行しましたときには、議員おっしゃるモデル世帯でございます所得200万の40歳代夫婦、子ども2人、4人家族の保険料ということでございますが、年間約6,000円下がりました。31年度につきましては、1万9,700円上がることとなります。29年度と31年度を比較しますと、1万3,700円上がるということになります。もちろんこれは大阪府全体に対して、忠岡町は激変緩和という財源が入っております。その金額も含めまして、月平均でございますけれども、この世帯に対しましては1,600円上昇するという結果となりました。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

もう3回になりますので。

5番（是枝 綾子議員）

そしたら、まとめということで。非常に都道府県化されたら保険料が安くなりますとい



うことと言われておりましたが、昨年、統合して1年目は安くなった。上がった世帯も、低所得の人ほど上がりましたがけれども、全体としては下がったという評価のようにおっしゃられて、モデル世帯では、所得200万円、4人家族の方は、平成30年度は年間6,000円下がったけれども、平成31年度は1万9,700円上がるということでありませす。差し引きでしますと1万3,700円ということでありませすが、これはこのモデル世帯に限らず、6.8%の値上げですので、ほぼ全てのところが上がるということでありませす。唯一下がる方が年間300円ぐらい、下がるところで年間300円下がるという程度ですから、ほぼ全体に上がるということになっておρισます。

この条例改正の裏で大変なことが起きているということは、指摘はさせていただきたいと思ひます。下がるのではなく上がるということが、今度の平成31年度の忠岡町の国保料であるということでおし上げておきませす。

府の統一保険料に忠岡町は合わせませました。合わせないところはまだまだたくさんありませすが、合わせたがために、町独自でいろいろと保険料を設定できなくなつたという点は大変問題であらうということはおし上げておきたいと思ひます。

以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたしましませす。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたしましませす。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしましませました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたしましませす。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第6号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたしま

す。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

日程第11 議案第7号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第7号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は2,810万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は69億6,410万9,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税680万6,000円を計上、第12款 使用料及び手数料で、火葬料60万円を計上、第13款 国庫支出金で、公立学校施設災害復旧費負担金546万2,000円を計上、保育対策総合支援事業費補助金7万円を計上、第14款 府支出金で、子どもの貧困緊急対策事業費補助金107万9,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金1,056万6,000円を減額、公共施設整備基金繰入金1,884万1,000円を減額、水道事業会計繰入金559万9,000円を計上、第19款 諸収入で、広域入所受託分施設型給付費160万円を計上、第20款 町債で、災害復旧事業債3,630万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、退職手当1,635万7,000円を計上、非常勤職員等公務災害補償費2万3,000円を計上、第3款 民生費で、財政安定化支援事業繰出金551万8,000円を計上、第4款 衛生費で、斎場灯油代33万5,000円を計上、葬儀管理業務委託料90万8,000円を計上、霊園使用料返還金286万8,000円を計上、第10款 教育費で、電気使用料83万円を計上、上水道使用料

42万円を計上、下水道使用料25万円を計上、広域入所委託分施設型給付費（1号認定）60万円を計上、その他第3款 民生費、第8款 土木費、第10款 教育費、第13款 災害復旧費において、災害復旧事業等に係る財源更正を行うものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業について、期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額を3億1,364万9,000円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債において、限度額を8,060万円に変更するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

杉原議員。

1番（杉原 健士議員）

債務負担行為の補正の忠岡町のクリーンセンターの整備運営管理事業についてですが、担当課の少しご説明願いたいと思います。

ちょっとおさらいしますと、10年前にこのクリーンセンターというものは、長期包括で10年間、約36億円という破格の値段で運営が始まりました。その前をちょっと振り返りますと、当時の担当部長さんが我々議会に投げかけたのは、このままの状態でのクリーンセンターを運営していくに従っては、5億も6億もかかるよと、大変ですよ、大変なことが起こりますよという言葉を出しまして、その後、こういう10年間の当時はやっていたプロポーザルというんですか、長期包括というものが始まって、少し議会のほうも攪乱状態というんですか、年間3億6,000万ぐらいやったら安いんじゃないかなというような形で始まったように、私個人的には記憶しております。

その中で、また去年は、ほんとはこの10年を過ぎて、今この時点でこの議論をするのはいかがなものかなと思っておりますが、去年、また10年の長期で契約を結ぼうじゃないかというところで、否決ということになりました。その中で、この金額等々を修正、またいろいろ去年は、担当課の説明によれば、台風の影響もありまして、いろんなちょっと時間的にも間に合わなかったということもお聞きしております。

それで、この中でこの補正に対しまして、3億1,364万9,000円という中で、例えば運営費と、経費のある分、逆に1億3,000万円の部分で点検、保守にかかる部分を、せめてこれを分離していただきまして、上程することはできなかったんかというこ

とで、ちょっと担当課、部長のほうにご説明願いたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

まず、昨年、忠岡町の整備委員会の中で10年間の長期包括をもう一度出させていただきました。その結果、議会のほうで予算の否決をいただきました。それ以後、諸々の問題等も検討いたしまして、それ以降の部分について議会のほうへも答弁させていただいておりましたのは、今現在、管理運営をしていただいている業者と随意契約でお話をさせていただく方向で行かせていただきたいというような形でご説明させていただいて、一応その中で仕様等をつくっていく段階で、先ほど議員からも言われました台風21号の災害に伴いまして、そちらのほうの事務のほうに力を置いて事業を進めていかなければいけなかった部分がございます。

その中で、コンサル業者につきましても、違う業者から見積もりを取る段取りで数社にお声をかけさせていただきました。見積もりをいただく予定で我々は考えておりましたが、何分出てきた結果が期間的な余裕がないと。全ての業者さんについて辞退であるというような結論になりました。

そこで、我々は、否決されました整備委員会から出させていただいている仕様書、その部分の中から1年継続できるような部分の分をピックアップさせていただいて、新たな仕様書をつくらせていただいております。その部分につきましても、ぎりぎりこの議会に上げさせていただけるような状態になってございまして、ここで新たにそれを変更をかけて分離してというような形の部分は、到底今、運営管理をしていただいている業者さんとの話が、この議会中に終わるといえるのは考えられませんので、まことに私どもとしては、上げさせていただいている部分で1年間、運転管理をお願いするような見積もりを出していただくと。なおかつ、その31年度中に32年以降の仕様、その他の部分を考えさせていただきたいというふうに考えて、今回上程させていただいております。

またあわせて、泉北環境との広域につきましても、精力的に設備組合と話を進めていきたいと考えておりますので、何とぞひとつよろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

34ページの債務負担行為の補正についてお伺いをいたします。忠岡町のクリーンセンター整備運営管理事業費3億1,364万9,000円について、お伺いをいたします。

先ほども杉原議員のほうからお話があったように、昨年の7月の臨時議会では7億6,900万円の延命化事業を含む3億1,000万円の新たな10年間の長期包括事業は、

議会において大差で否決されました。その後の9月議会では、泉北環境との広域化協議を積極的に進めていくこと、また、31年度にそれまでの運転管理のあり方をちゃんと検討していくと。だから、この31年度は、運転管理、現在の業者と話を進めたいというところまでは、私たちは聞いております。

聞いておりますが、その後の台風の被害でご苦労されたことは私たちもよく知っております。担当部長も随分翻弄されていたことも見ております。しかしながら、この案件については、12月議会にもかけられず、1月や2月に臨時議会が持たれるのではないかと、そういう話も聞かせていただきましたが、実際にはこの3月議会のぎりぎりになってきたという経過も存じております。

本来であれば、そんなぎりぎりでやる場合は、今、部長さんがおっしゃったように必要最低限の運転管理だけで上げてくるのかなというふうに私たちは思っていたんです。そうであれば、このような質問が出てくることはなかったんです。しかし、それだけではなしに、1億3,000万円のこの新たな工事と申しますか、事前補修という名前でやられようとする事については、さきに相談があるならまだしも、突然出してきて、これしか方法がありません。こんなやり方は、これまでの議会との関係で言えば、あまりにもひどいやり方ではないかというふうに思われます。少なくとも昨年7月議会で否決された内容に近いような内容で持ってくる場合は、もっと事前に、なぜそうしなければならないのかという説明があつてしかるべきです。それが全くなしで、突然出てきました。

それも2月15日でしたかね、忠岡町のほうで説明会を持っていただきました。そのときには一切の資料もなく、3億1,364万9,000円、この金額だけが突然お聞きしたら出てきましたんでね、それは中身は何かと言うたら、中身は詳しくは話せない。資料もない。こんな説明会は一体何物だということで、声が上がりました。まず、値段が高過ぎるということ。2番目には、最低、資料をもって説明するべきではないか、こういう声であったと思うんです。

それを受けて、担当部局のほうも、総務事業常任委員会の協議会、ここには資料が出てきて、運転管理に1億5,500万円、測定分析で500万円、用役費で2,000万円、合計約1億8,000万円の運転管理の中身を明らかにされました。それだけならよかったですけど、そこに1億3,000万円の点検補修費というものを上乗せしている、このことが明らかになりました。ここに一番大きな問題、これがあるというふうに思っています。

なぜ問題なのかと言えば、この契約の終了に関する条項、これは忠岡町と松和メンテナンス、住重エンバイロメント、ここの間で結んでいる契約なんですけどね、これはこない書いてあるんですよ。契約の終了に関する条項、契約期間終了時の施設の確認、第84条、本契約が終了するときは、甲、乙は抜きますね、機器類が1年間継続して委託業務を行うのに支障がない性能、機能を有することを確認する。つまり、1年間ちゃんと動きま

すよと、これを確認するという事なんですね。第2項には、前項の確認の結果、機器類が1年間以上継続して委託業務を行うのに支障がある性能、機能である場合には、JVの業者がみずからの責任と費用により、必要な修繕、取りかえ、またはこれにかわる金銭の支払いなど必要な措置をとらなければならない、こう書いてあるんですね。これ契約なんです。この契約があればですね、今おっしゃったようなこの債務負担行為の3億1,364万9,000円、こうしたものが出てくるはずがないのではないかというふうに思っています。

この金額そのものは、私が申し上げるまでもなく、忠岡町がさきに提案された長期包括10年分の計画の1年分ですよ。延命化もしないのに、この3億1,364万9,000円も支払わなければならないのか、ここに最大の疑問がありますし、おまけに、その上突発的な故障があれば、これまではJVが見たけれど、今度は忠岡町が別に負担をする、こんなことまでついているということが明らかになりました。これが忠岡町にとって有利な中身であるのかないのかは、一目瞭然だというふうに思います。

さらに、この予算委員会の資料が出てきたんで見ますと、この中には今後5年間の財政見通しというものがあるんですけど、その見込む条項という中で、クリーンセンターの運営経費については、31年度当初予算のベースで見込むと書いてあるんです。今後5年間、この計算を入れて、この見込みを出したと、こういうことですね。そうしますと、1億3,000万、5年分掛けると、実に高いですね。ほぼ延命化工事に匹敵するような金額が出てまいります。本当にこんなことでいいのか。あまりにもこれは忠岡町にとって不利ではないのかというふうに思わざるを得ません。

したがって、この契約終了の条項に基づいて、JVにちゃんとした対応を求める、それが一番今必要なことではないかと思うんです。1億3,000万も31年度になぜかけなければならないのか。この終了の契約条項を読む限りは、そんなものは出てきません。私たちは通常のメンテナンスまで全て否定するわけではありませんが、この1億3,000万の中身については、もっと十分忠岡町が、さきの7月議会で否決された中身ですから、よく見ていただいて、必要最小限のもので運転をしてもらう。後の32年度以降は、31年度でしっかりとその考えをおまとめいただけるわけですから、そこできちっと運営していけば、こんな問題は起こらないはずだというふうに思いますので、その点はいかがか、お答えをいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず初めに、平成20年の折に契約を結んでいる、今高迫議員からご指摘のありました契約書についてでございますが、これは再三議会の中でもご説明させていただいております。平成20年のプロポーザルで業者を集めさせていただいた折に、業者のほうから質

問事項という形で忠岡町のほうにその部分について質問事項がございました。その部分については、さきの議会でも是枝議員のほうからコピーをいただいて、その回答をこういう形で忠岡町が業者のほうへ回答しているというような形の部分をお示しいただいております。その内容につきましては、当時のことは我々わかりませんが、その当時も弁護士が入っているはずでございます。弁護士に相談して、その部分についてご回答させていただいたのが、その答えやと思います。

また、今回、整備委員会の中にも弁護士先生に入らせていただいておりますので、その弁護士の先生にその部分を確認していただいた結果、要はこの部分については、平成20年から30年の間に長期包括で業者さんにその部分をお願いすると。それに当たって、最終年度のほうで、言い方は悪いですが、手抜きをされて何もしないで、そのまま費用を持っていかれるのを防ぐための一般的な条項であるというふうにお答えいただいておりますので、平成20年の折、忠岡町が回答させていただいた答えも間違っただけではなかったと考えてございます。

また、その計器の修繕につきましては、当然その平成30年度、この契約が終わるまでに、今受けている業者のほうからこの計器は今こういう状況ですというような形の部分が忠岡町のほうにも示されてございます。私どもの職員が立ち会いに参りまして、説明を受けてございます。ただ、その時点で我々職員はその部分を見て、計器が要は動いてないとか、つぶれているとかいうのを判断できるものにつきましては、当然その場で、ここはおかしいから引き継ぎの前に直してくださいよというような形で引き継ぎがなされると、これが一般的なものでございます。

ただ、今現在動いているものについては、その性能が4月以降、1年間もつであろうというような形で引き渡しを受けるというような形でございますので、今からここはもうすぐつぶれるでというような形の文言ではないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

理解できないところは、その金額がなぜ1億3,000万円も必要なのかというところですよ。私は通常のメンテナンス、その費用ぐらいやったら理解できると言ってるんです。それが何で1億3,000万円も必要なのか。これは何度もこれまで論議をしてきましたんで、部長さんもおわかりいただいていると思うんです。大体このごみの処理の機械というのは20年ぐらいもつようにできてるらしいです。それが10年たったら、この間の7月議会の話では、7億6,900万円かけなければ延命化ができない。そんな機械だと

いうことを担当の方は言い続けてこられたんですね。担当の方だけやなしに、それをコンサルも認めてきた。こういうことですね。

しかし、私たちが調べているところでは、10年ぐらいでそんな最初につくった機械の6割も、また7割近いお金をかけて延命化という名前の大工事をしなければ動かすことができないような炉ではない、こういうふうなところを幾つも聞いています。何で忠岡だけが10年たったら7億6,900万円もの莫大な費用を、住民のお金を出して修理をしなければならんのか、これが全く解明されてないんですよ。解明された上で必要ですと言うんやったら、まだわかりますよ。なぜ解明されないのか。調べてくれてないんでしょう。

私たちは、15億円の炉だというふうにならざるで、お金を払ってきた関係で聞かされてきました。でも、9年たって、一昨年10月ですかね、昨年の3月かもしれませんが、出てきた忠岡町の資料によって、実はあの炉は11億円でつくられた炉なんですよ。このことが初めてわかったんですよ。そしたら、15億も金を払ったのに何で11億の炉やねんと、4億はどこへ消えたんやと、この話は何度もしてきました。

そしたら11億の炉やから、忠岡町だけが10年しかもたないで、あと動かそうと思ったら7億6,900万円の費用をかけんことには動かない、こういうことになっているんじゃないかということもお聞きしましたが、回答はちゃんとしていただいたとは思っていません。

私たちはそれを、役場の職員の方々は専門の技術職はいないから、だから自分たちでは見ることができないというのであれば、ちゃんとコンサルタントという機械を専門に扱う人たちがいるから、そこに見てもらって、本当にこの10年たった炉が7億6,900万円もかけなければあと動かんようになる、そんなええかげんなものかどうか、ちゃんと見てくださいということをお願いしましたが、結局はそれはないままずっと来ているんですよ。だからこんな費用がなぜ要るのかということがいまだに解明されていない。

それは昨年の7月、否決されたんですから、もっと考えていただいて別の方法をしようということをおっしゃっていただいた。おっしゃっていただいたんですが、今回出てきたこの債務負担行為は、やっぱり1億3,000万円のお金をかけんことにはこの機械は長期的に安定的に動かすことができない、こういうふうに言うておられるんやからね。10年分の1年分がちょうど3億1,000万ですよ。同じことをやろうとしているんじゃないか。少なくとも、この表では多少は減っていますよ。多少は減っていますけれど、同じようなやり方でしょうとしている、そんなやり方でいいのかということが問われていると思うんですよ。

例えば、炉の建設は15億円のお金を払いました。でも、実際は11億円で炉ができていました。これが明らかになっているんです。その反省を踏まえたら1億3,000万円の事前点検修理をしますよ。これもちゃんとかかった分だけ払えばいいと思うんですが、中身を聞きますと包括的手法だということですから、1億3,000万がプロポーザルで



1億2,000万に決まりましたとなったら、1億2,000万払ったら払い切りで、実際は幾ら使ったかわからないような中でこの事業は進んでいく、こういうふうな手法だということも聞かせていただきました。それやったらこの10年間の反省が本当に生かされてないんじゃないか、このようにも思いました。

それと、もう一つ大事なことは、技術的な問題でちゃんと見てもらうコンサルタントですよ。今度のこの計画でも、この間からの委員会で聞いて驚きましたよ。現場を見に行かんと、書面で調査をして金額をはじき出したというんでしょう。現場を見ないでコンサルがわかるんですか。機械のふぐあいはどこでどうなっているか。それこそ機械は生き物ですからね、書面だけで見てわかるはずがない。実際、現地に足を運んで、クリーンセンターを細部まできっちり見てもろて、これは危ないな、これはいけるなど、機械の専門家が見た上で出した結論ならまだ私らも納得することがあるかもしれません。それもしないような、書面の調査だけで出てきた分を、「はい、この1億3,000万円認めてください」というのは、あまりにもこれは議会軽視のやり方ではありませんか。少なくとも去年の7月の議会をちゃんと踏まえた上でお考えいただいたものだというふうには思えません。

コンサルが出てきたついでにお話もしたいんですけどね、この忠岡町は現在、長年ずっと1つのコンサルでお付き合いさせてもろてます。このコンサルは忠岡町の利益のために私はならないと思っているんです。

一番最初にこのクリーンセンターを10年前につくるときに、30トン炉2基の、もっと高い高い計画を出してきたのがこのコンサルなんです。議会の論議の中で、これはあまりにも高過ぎるといふうに判断した当時の忠岡町の担当部長さんが、岬町のように30トン炉1基でいきます、その分安くつきますと、こういう判断を下したからまだ安くなったんです。環境技術研究所がつくったままの30トン炉2基をやったら、つくるのも高うつく、後のメンテナンスも高うつく、こういうふうなことになるわけですから、これは忠岡町の利益のために本当に働いてくれるコンサルタントかなといふうなのは実感しております。

この先にまだありましてね、忠岡のし尿処理場ですよ。これも古くなってきた、どうしようか、こういうときにまた技術を持っていると言われるこの環境技術研究所というコンサルが、非常に高いし尿処理場の再建計画を、私らこんな高いもの、どないするんやと言って、それやったら水みらいセンターから、ほかしている水を引っ張ってきて希釈して処理場に流そうといふうな話まで論議したのを覚えていますよ。それぐらい高かった。もし手をつけとったら大変なことになったと思いますよ。ただし、これは和田町長の人脈と決断で泉北環境でお世話になることができた、かえって逆に安くなったんですね。そうしたいろんな手法を使って忠岡町の利益のために動いてもらう。

クリーンセンターを1炉にしたのも、し尿処理場を泉北環境に広域で委託したのも、こ

これは忠岡町の利益のためですよ。だから、今回もそうした忠岡町の利益のためにちゃんと  
なる計画をつくるということと、それを技術的に本当にカバーしてくれるほんまもんのコン  
サルタント、忠岡町の利益のために働いてくれるコンサルタント、これにちゃんとして  
見てもらった上で結論を出していただく必要があるのではないかと思います、いかがで  
しょうか。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。

課題はかなりたくさん指摘されているように思います。答弁の中で漏れておりましたら  
またご指摘いただきたいと思います。

まず、現場にコンサルが行っていない、現場を確認していないというようなご指摘を、  
今1つお伺いさせていただいていると思うんですが、このコンサル業務という形の部分に  
つきましては、さきの議会で否決されました整備委員会から出てきた部分について、今議  
員ご指摘の業者が入札でその部分を取ってやってございました。仕様書等の出ている  
部分につきましては、国の指針にのっとった形の部分で積算してきてございます。また、  
言いかえれば、今運転している炉の状況を一番よく知っている業者が、今その言われてい  
る業者でもあります。モニター委員会の部分についても入札で取られて、10年間その業  
務をされております。また、今受けている業者の部分から、修繕工事等の情報、データを  
持っているのはその業者でございます。現場でその炉の耐火物のコアを抜き取って、耐用  
年数がまだあるとかいうような形の部分は、どこのコンサルもやらないと思います。た  
だ、修繕履歴であるとか、そのような形の部分を机上で計算して率を掛けるような形で出  
てくるものが一般的な形であると考えてございます。

それとまた、私、再三答弁させていただいております、翌年度以降31年度には今の業  
者さんと随意契約でお話をさせていただきたいというのは、まあそういう形でいきたい、  
いかざるを得ないかなというふうな形で思っております、進めさせていただいてござい  
ました。その中でも否決された部分について真摯に受けとめ、やり方等も考えていって、  
コンサルについてもそういうふうな形で考えてございました部分もございます。

ただ、その中で、先ほどから何遍も言いわけのように聞こえると思うんですが、台風2  
1号のあれから先の部分について、要はこの議会に上げさせていただく時間がないという  
ことで、さきの整備委員会の仕様を、手を加えて、時間的な余裕のない中でそれをつくら  
せていただいたというような状況であるのは間違いのないところでございます。その点に関  
して、生活環境並びに私に力がないところがあったかもわかりません。その部分につい  
ては反省しているところでございますが、何分時間的余裕がなかったということで今よう  
な状況になっているというのが実情でございます。

3 2年以降につきましては、再三言わしていただいているように、3 1年度中にそれ以降の部分について、ご指摘を受けている部分も勘案して計画を立てていきたいと考えてございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

1 1番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1番（高迫千代司議員）

この本会議というのは3問までですから、幾つも重なって聞かなければなりませんので、だから部長さんもお答えいただくのが大変だろうと思います。私ら、本来は委員会付託してね、そんなことがないようにちゃんと確認して納得のいくお答えをいただけるようにというふうに思っていました。思っていましたけれど、それをすると今回は、契約と4月1日が近くなって大変難しいということをお聞きしましたので、これは私たちとして、忠岡町の管理運営をきっちり、3月31日から4月1日に引き継ぐために委員会付託なしでいこうというふうに出した結論で、いわば我々は忠岡町に協力したというふうに思っているんです。それがなければ、今部長さんがおっしゃっているような難しい回答をしなくても本来はよかったです。

私は、部長さん、謙遜されているように、自分たちは不十分だというふうにおっしゃっているけどね、少ない人数の中で台風の被害をどう解決していくかという問題と、このクリーンセンターをどうしていこうかということと同時にやっていたらということ、よく頑張っていたらというふうに思っています。

思っていますが、先ほど来のご回答の中では、何で忠岡町が10年たった炉に莫大なお金をかけなければ運転を継続していくことができないのか、このことについてはこれまで同様、一切答えていただいているんです。

その1つが、15億円も払った。当初はそれぐらい必要だと思われておったからですね。その炉がわずか11億円でつくられていたということに原因はないのだろうか。それをちゃんと調べてもらわんことには、また同じ轍を踏みますよ。これがあるから何度も何度も聞かせてもらっているんです。それが、職員さんで機械を見てわからないということであれば、ちゃんとわかる、忠岡町の利益のために働いてくれる、環境技術研究所でないコンサルタントで調べていただく必要があるだろうと思っています。そうすればこんな計画が出てくるかどうかについてはわかりません。

さらに、この先の計画をつくる段になっても、相談するコンサルが同じような環境技術研究所であれば、JVの出してきた数字をちょっと下げただけでオーケーというこれまでの流れの中で、基本的に変わらないような運営が続いていくと思っているんです。だから、それを改めてもらう必要があるというふうに思うから、このコンサルの件も聞かして

いただいているんですよ。これはちゃんとお答えいただきたいと思うんですよ。このままでええのかどうかね。私はその辺もちゃんとお答えいただく必要があると思っていますから、それはぜひ答えてください。

もう一つ、3点目なんで、すみません、もう一つ聞かしてもらいます。もう1点は、我々がなぜ協力して、委員会付託に今度の件をしなかったのか。このことは申し上げました。3月31日から4月1日に、新しい年度に変わるときに、この債務負担行為の運転管理費が成立していなくて契約ができなければ、4月1日から新しくごみを焼却することが難しくなる、そういうことがあるから協力をさせてもらってるんです。

だから問題なのは、この4月1日以降もちゃんと継続してごみを燃やしてもらう、この必要については理解できますから、その理解できる分だけ債務負担行為として計上してもらえれば何の問題もないんです。先ほど杉原議員もおっしゃっていました。その数字が正しいかどうか知りませんが、約1億8,000万円、運転管理費ですね。これだけ債務負担で上げていただいたら、4月1日以降も何の問題もなくごみの焼却はできます。

もう一つ心配されているのは、4月1日や2日に事故が起こって壊れたらどないするねんというような、そんなことは現実の問題として心配はされていないと私も思いますよ。この契約条項に基づいてちゃんといけるといふうに言うてるんやから、だからそうですよ。これはメンテナンスをしたらちゃんと動きますよと書いてあるんです。そうでしょう。我々、メンテナンスそのものを否定しているんじゃないやありませんよ。そのメンテナンスが1億3,000万かかるなんていうような、ばかなことを思っていないだけです。問題は、そうしたことが十分できるのになぜこんなものを上乘せしたのか、そのやり方があまりにも姑息だというふうに思います。そして、7月の臨時議会の結果からいうたら、議会軽視のやり方だというふうに思います。

これまでの軒野部長さんのあり方からすれば、事前に相談があって、私たちは今こう考えているんですけどということがあってもしかるべきやったと思うんです。それが全くなしで、13日の議会運営委員会に数字が出ました。2月15日の説明会でこの数字を説明されました。でも、そのときには、これ以上もう動かさせませんというふうなことでは、議会に対して誠意ある態度だというふうにはとても考えられません。だからこのあり方をね、きょう時間がないというのはよくわかりますがね。わかりますが、なぜこんな乱暴なやり方をされたのか。この点についてはやっぱりちゃんとやっていただかなあかん。

それで、1億3,000万については、必要な部分は私たちも支出は認めますから、これを予算委員会の中でも審議してもらったらいんですよ。その中でこれとこれとこれが必要だから、そしたらまあ4,000万ぐらいで済みますかね。5,000万かかるかもしれませぬ。それがちゃんと議会に見えるように、そして住民にも見えるように、オープンにしてやっていただければ、それが皆が納得することだと思います。1億3,000万ほど渡し切りで、あとは実際どうなったかわからんという使い方はよくないですよという

ことは、前回からも言われてきたと思うんです。だからこれは別にして予算委員会で十分審議してもらい、そして執行してもらいということが必要だと思いますが、なぜこんなものが同一に扱われて上乗せされるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

3回の質問が終わりましたので、軒野部長の答弁をもって終わりとします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

コンサルの件につきましては、私どももさきの議会で否決いただいた時点からいろいろ考えていたところでございます。また、杉原議員からもご指摘いただいている部分につきましても、31年度以降の我々の補佐をしていただくコンサルを選ぶに当たって、その辺も考えて募集をかけていきたいというふうに考えてございます。

現に30年度についてもその方向で途中まで動いていた経緯があるんですが、先ほど申し上げたとおり、見積もりを取らしていただいた業者さん全てが辞退というような形になりましたので、今の業者に頭を下げて、また戻ってきていただいたという経緯もございません。

それと、1億3,000万の件でございますが、何分泉北環境との話も積極的に進めていく予定で、この27日にも行かさせていただいたんですが、何分その進めていく中においても、31年で、32年から泉北環境のほうへ入っていけるという確たる話にはなっていないので、32年以降も数年にわたって運転管理はしていかなければならないというふうに考えてございます。そのためには点検。できれば早い段階で泉北環境にいつからというようなご回答をいただければ、それをめどに計画は立てていけるのではないかなと思いますが、今の時点ではそういう確たる確約もございませんので、幾分かのお金をかけてそれまでの間、今の機械をもたすというような形が必要ではないかなということで、その分も上げさせていただいているというような事情でございますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長、これは質問ではありませんのでね。さっきからずっとお聞きしていましたが、やっぱりなぜ忠岡町は10年たつて莫大なお金をかけないと運転が継続できないのか、これについてはお答えいただいてないと思います。これはさきの7月でも否決された中身ですし、今回のこの1億3,000万の中身については同じことなんですよ。10年分の1年分を切っているだけやからね。こんなことでは何で忠岡町だけが高い金を払わなあかんのか、これは納得させてもらっていないというふうに思っています。

32年度からいろいろ考えますよ。ひょっとしたらコンサルを変えとかね。そういうふうなことをお考えなのかもしれませんが、それは32年度からやなしにこの年度から、31年度からせなあかん問題やというふうに思っています。

でないと忠岡町の住民は今、ご承知のように財政健全化のもとで、文化会館なんかも週休2日ですよ。もっと利用したいな、自分らの利用したい時間帯にあいてないなと、もう1日あけてほしいなと思っても、300万か400万ぐらいのお金らしいんですけど、やっていただけてない。福祉バスも、もう1台、別回りをつくってもらったら、だんだん高齢者もふえていますから、住民の足になるよ、こう考えているんですが、これもなかなか、そんなに高い費用やないんですが、決断もいただけてない。35人学級だっていろいろお願いしているけど、なかなか進まない。進まない住民に対するお金には「予算がない」と言いながら、このクリーンセンターに関しては、それこそ我々がびっくりするような金額が次から次にと出てくるんです。それを否決されてもまた同じような形で出てくる。こういうあり方については大変問題だ、住民の税金は住民の暮らしや教育や福祉に回してほしい、この願いを込めてこの問題を聞いていますので、ぜひ肝に銘じてお取り組みをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

債務負担行為の補正という、その目的そのものについてちょっとお尋ねしたいと思いません。

その前に昨年7月に、今後10年間の長期包括の債務負担行為が、31億5,000万が議会で否決されて、その直後、9月の台風21号の被害が本町も大変大きく、担当課の生活環境課が大変であったということで、時間的に間に合わなかったということは十分わかります。ですので、入札や公募によるプロポーザルということができなかったということで、今回、今現在の受託事業者に随意契約をするということも、これはやむを得ないというふうに思っているところであります。

ということで、その債務負担行為の補正そのものは、目的ですね、今回されるのは4月1日からの新年度予算が今後、これから予算委員会で、まだ上程もこれから、この後の議題で上程されるわけでありまして。議決が最終日ということで、それを待っては4月1日からの契約が3月中にできなくて、かなりの金額ですので、5,000万を超えますので、

請負契約の締結そのものをもう1回議決を、予算が通っても、それも請負契約の締結という議題、議案ですね、それを議会で議決しないとスタートできないという、そういったこともあるということで、予算の先に議決をするという、このクリーンセンターにおいて議決をするということでもあります。

今回出ている分は、運転管理が4月1日から滞りますと困りますので、運転管理のみということでなく、そこに補修費等が1億3,000万円から加わっているのが3億1,364万9,000円ということになっているということでもあります。

ですが、新年度に、運転管理については今現在、3月中に契約もして議決しなければいけないことであるというふうに思いますが、なぜこの点検補修費が、新年度に入ってからこの点について必要なものを発注していくということ、新年度に入ってから議決をして委託をするという方法がとれるはずなのに、なぜ修理、補修費までをこの3月中に先に契約をしないといけないのかという理由についてお尋ねしたいと思います。担当部長さん。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

これも再三申し上げているとおり、我々、仕様をつくるに当たってコンサルを入れて、というか、私どものスタッフでは仕様書をつくることができませんので、先ほどから申し上げているとおり、さきの整備委員会の部分を参考に、そこから1年というような形の部分をつくっていただいて、それで今回上げさせていただいております。

我々の思いといたしましては、やはり先ほどからも申し上げているとおり、広域の話が確定的な日時がわかってございませんので、31年だけでは、そこで終了して、広域にいけるという確約がございませんので、幾分かのお金をかけて、何年か先までの間に必要な部分ですね、それを今回上げさせていただいたというような形で考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今出ました仕様書ですね。発注する際に関して、契約を結ぶに関しての仕様書、ここが今、なぜ1億3,000万円もという、セットでなのかというところの、いずれも原因はこの仕様書にあると思います。

それで、この仕様書に、いただいたものを見ますと、ここには本町の10年間の長期包括の契約の特徴である性能保証を受注企業ですね、相手に求めているからなんです。性能保証ということを目指すからには、本町はその性能保証を保証できるための、まあ言ったら新品と同様とまでいかななくても問題ないように更新しておかなければいけないという、

そういったものが逆に課せられてしまうというものがあるからではないかと思います。

だから、それがきちんと問題ないように更新しておかないと、新品のようにしておかないと性能が保証できないというふうに相手に言われるから、せざるを得ないということで、10年たったらまた次の契約をする際には、延命化工事ということでかなりの更新工事を、更新をしないといけないのではないかというふうに考えるわけであります。

長期包括であればそういう手法ということもあるかもしれませんが、1年間だけの契約なのに包括契約というものをするものですから、やはりかなり更新して問題ないように、性能をここにね。性能保証というのはこういうふうな条件を満たすことということで、相手に求めるからにはこちらもしっかりしておかないといけないという、そこが多分1億3,000万円ということで膨れ上がっているのではないかと感じます。

それで、どういう契約方法ですね。性能保証を求めるのか、普通に一般的に法律を、法を守ってやってくださいねという、従来の普通の運転管理の委託だけをするのとはちょっと違う契約内容になっています。ですのでその、どういう仕様書にうたうか、どういう内容を求めていくのか、どういう契約方法をとるのかを議論することが大変大事であるかと思えます。

一応、10年以前のように、長期契約をする以前のような運転管理と、補修費は節でいえば需用費ですけれども、それぞれ分かれて明確になるようにしてほしいという、先ほど来からの質問が続いております。それぞれで議決をするという、そういうわかると、住民に明らかになるということの、そういったことが必要ですが、包括契約ですと当初契約金額を結んでしまいましたら、その範囲内で性能保証をちゃんと基準をクリア、忠岡町から求められる性能保証の基準をクリアしていれば、どう使おうと受託事業者の自由なんです。裁量権があるわけなんです。

そういったところがあるために、問題ないようにしておけば、どこら辺まで更新するなり修理するかは受託業者の自由になっているということになるので、大変どんな、幾らの工事を幾らでしたのかということがわかりにくいということで、その分、利益をどれだけ上げるかは自由であるということに変わりのないような、そういう、またミニ長期包括ではなく単年度包括みたいな、そういった契約の方法はやはり理解が得られないのではないかというふうに思いますが、忠岡町は仕様書に性能保証ということにこだわっておられるのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

仕様書に書いているとおり、その字のほうでお願いしている部分はそこに書いているとおりでございます。また、A3の縦型の分で、うちの課長が赤い印で、もともとあるやつを削っている部分、あれがありますが、当然それは以前の長期包括のときの10年間の計



画みたいな表が後ろのほうについていたと思うんですが、そういう形の部分ではなしに、うちのほうから、これとこれとこれはその分でやってくださいというような形の部分で出しておりますので、当然その載っている部分についてやっていただくということを前提で考えてございますので、修繕工事についてはその部分で記載していると通りの工事がなされているというふうに考えてございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員、3 回になりますので、これをもって。

5 番（是枝 綾子議員）

今、忠岡町がなぜこことこことここを31年度に補修なり更新とか、いろいろしてくださいと言うのかというところをお聞きしているわけなんです、実は。そこでやっぱり性能を保証してもらうためには、それを最低限忠岡町としてはしておかないと性能保証というところは保証できない。保証の保証ができないというところがあるから、そういう発注を求められているのかどうかというところをお聞きしているんですが。

それは、もう3回目ですけど、聞いたお答えと違ったところを、聞いたそのものではなかったもので、そのことについては質問の確認ということで、この1回はそのようにカウントしていただけたらと思いますが。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

申しわけないですが、今、即答できるような情報を自分自身が持っておりませんので、後でということよろしいでしょうか。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

忠岡町がなぜそこを修理してほしいと言うのかというところが問題なんです。そこが焦点になってくると思うんです。なぜ忠岡町が1億3,000万もかけたここを、この31年度にしてくださいと言うのかという、そのところはやはり私は、この性能保証をやっぱり仕様書でうたっているから、そこをしなければ受託業者もうんと言わないのではないかというふうに思っておりますが、それはちょっと答弁は難しいと、きょうはわからないという答弁だということになりますので、この点は提起して、やはりここまでの性能保証を求める契約をこの年度、結ばなければいけないのかどうか、この点も含めて今後予算委員会でも、また新年度ですね、そういう補修費に関しては検討する議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

本議案につきまして、さきに行われました2月21日の総務事業常任委員会協議会及び26日の全員協議会での質疑を踏まえまして、本件におきます確認を踏まえた質問をさせていただきます。質問は4点となりますので、一括にてご回答ください。

1点目です。コンサルタント入札におきます条件設定及び仕様書内容についてとなります。議案の根本情報を提供してくれるコンサルタントにつきましては、指名競争入札参加事業所の選定におきまして、選定された事業所が、規模や資格、所有者、雇用状況において公平でないという事実がございます。とりわけRC CMなどが行う財政負担のマネジメント視点を、議会に提示される議案には必須条件として取り入れていただきたいということがあります。

本審議に関しまして、安全性や継続性と並び、財政マネジメントの重要性を鑑みますと、今後の入札におきまして総雇用人数や有資格者配置が同規模の企業を競争させるということで、あわせて財政負担の想定も議案に盛り込み提案されたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目です。これまでの審議におきます議会からの質疑についてのやりとりを見ても、専門技術的な回答をその場にて行える方が不在であること、それが必要であると考えます。委員会など理事側の説明が必要な際はコンサルタントの同席出席を条件化するように仕様書に明記され、入札条件とされたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目です。契約の方向性につきまして、点検補修や修繕と運転管理については分離発注し、かつ期間の長さも複数以上あって、複数状況を想定した形でご提案いただくようにすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

4点目です。これまでの理事側からの提案があっても、議案を変更できない、提案ありきで議会に提出されてきました。今後は、提案前には修正緩和余地をしっかりと確保された上で事前協議を議会に対して行っていく方針に変えていくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、4点につきまして、「検討します」などの曖昧な行政答弁用語でなく、しっかりとした回答でいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず、1点目でございます。コンサルタント入札のうち、とりわけクリーンセンターの整備に係るコンサルタントに関しましてご答弁させていただきます。

ご意見がありましたRCCMなどの行う管理技術等の資格については、発注する内容に応じ必要な場合は一定の要件として発注仕様に記載するなど、参加資格としてまいりたいと考えてございます。

また、これまでの実績を踏まえ、現行のコンサルタントと、それ以外の無作為に抽出したコンサルタントを指名入札してまいりましたが、結果的に同じコンサルタントばかりが入札している状況であります。次年度においては議員ご指摘のとおり、総雇用人員が同等等の企業を指名し入札に付するよう契約担当部署と協議してまいりたいと思っております。

2点目の部分についてでございますが、議会あるいは委員会へのコンサルの出席については、本来的には理事者において答弁すべきであると考えますが、議案を上程する前段階において説明会の開催や審議会などの場面でコンサルが出席し、専門的な回答を行えるよう、今後発注仕様に記載してまいりたいと考えてございます。

3点目の点検補修と運転管理の分離発注について、これはもう先ほど他の議員さんのほうからもご指摘いただいている分でございます。今後、提案の段階で分離した場合、または合わせた場合、また単年度あるいは複数年度の契約パターンを検討し、複数の提案ができるよう進めてまいりたいと考えてございます。

4点目でございます。議案として上程する以上、これは変更する余地がなくなってしまうので、議会に上程する前段階でできる限り議員の皆様にご理解いただけるよう、上程する前の定例会にその他案件で報告する、あるいは説明などの開催を通じて提案してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

また、泉北環境との協議につきましても正式な舞台で協議いたしておりますので、議事録等もつくっておりますので、その辺もあわせてお示しさせていただいて、今こういう状況であるというような形でお話しさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

確認のため1点のみ再質問させていただきます。1番目の質問の答えで、総雇用人数が同等の企業とお答えしたんですけど、その総雇用人数とは資格所有者の総雇用人数が同等の企業ということで認識よろしいでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

何分まだ契約担当部署との協議がこれからの話になってきますので、その辺のことは議員ご指摘の部分もあわせてお話しさせていただきたい。ここでちょっと、指名に関しては契約担当部署が指名というような形になりますので、あわせて協議させていただくということをお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

はい。

7 番（三宅 良矢議員）

今、契約担当部署の長として回答はいただけるのかどうか。今の質問に対して今答えをいただけるかということ。

議長（前田 長市議員）

公室長やね。

7 番（三宅 良矢議員）

今の再質問に対して、契約担当部署がかかわるといふふうにおっしゃってはったんで、それは契約担当部署として回答できるのかということ。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

指名に当たりますでは、もちろん総雇員人数も1つの要件と思いますので、そのあたり、またあるいは雇員人数以外の部分でも特段の技術を持ってられるとかいろいろな諸条件がございますので、そのあたりについては十分精査して、同じような状況のところ指名してやっていけるように、それについては取り組んでまいるといふところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

議案第7号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）の第2表、クリーンセンター整備運営管理事業の債務負担行為補正に対し、修正提出の動議を出します。

議長（前田 長市議員）

ただいま、河野議員より修正することの動議の発言があり、賛成者の方はいますか。

（「はい」の声あり）

議長（前田 長市議員）

会議規則第16条の動議成立要件で賛成1人以上ありますので、成立いたしました。

議長（前田 長市議員）

暫時休憩いたします。

1時50分まで暫時休憩といたします。

（「午後0時48分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時50分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

本件に対し、河野議員ほか4名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

本補正予算には、台風21号関連の復旧費などが含まれており、必要な予算だと思っています。しかし、第2表、債務負担行為補正、忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業3億1,364万9,000円については問題があります。

7月3日の説明会で、泉北環境施設整備組合との広域化の協議を凍結して、31億5,000万円の10年間にわたる新たな長期包括と延命工事の債務負担行為の説明があり、審議の結果、昨年7月議会で否決をされました。その後、忠岡町は方針を転換され、ごみ焼却の広域化を促進すること、31年度にはその間のクリーンセンターの運営のあり方を検討していくとお答えになっておりました。

ところが、2月15日の説明会で突然、31年度の運転管理に3億1,364万9,000円かかると発表されております。否決されたはずの長期包括事業の金額のほぼ1年分

と同じで、「高過ぎる。この明細を示されよ」との声がありました。

21日の総務常任委員会協議会で、運転管理の人員費1億5,500万円、測定分析費500万円、用益費2,000万円、合計約1億8,000万円程度を運転管理にかかる経費として見込んでいるとのことでした。この予算だけであれば新年度、4月1日からごみ焼却が滞ることなく焼却することができます。

しかし、もう一方の年次点検、補修費約1億3,000万円については、年度当初から修理をするわけではありません。予算委員会で論議をして、必要な費用はそこで決定していけば済む問題ではないでしょうか。

私たちは修理そのものを否定しているものではありません。予算委員会の審議を経て十分に間に合う1億3,000万の年次点検、年次補修費を今回の債務負担行為から切り離すこと。そこで、今回の動議は、4月1日から安定的にごみ焼却の事業を継続するための必要最低限の措置として1億8,000万円を債務負担行為として認め、契約を結んでいただくことを求めます。

議員の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

動議、よろしいですか。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

本修正案について趣旨説明していただきましたけど、質疑及び意見等の検討調整をさせていただきたいので、休憩動議をお諮りいただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

ただいま、三宅議員より休憩の動議がありましたが、他に賛成者の方はおられますか。

（賛成者あり）

議長（前田 長市議員）

会議規則第16条の動議成立要件で、賛成者1人ありますので、成立しました。

議長（前田 長市議員）

休憩の動議を採決します。

採決は、起立によって行います。

この動議に賛成の諸君の起立を願います。

（前田 弘議員「議長、もう一回わかるように説明して」と呼ぶ）

議長（前田 長市議員）

賛成が1人以上あったからその動議は成立したんだけど、皆さんの起立、賛成か反対かによってこの動議を許可するかしないかを決めるということです。

(前田 弘議員「休憩するかしないか」と呼ぶ)

議長(前田 長市議員)

そういうことです。

議長(前田 長市議員)

休憩の動議を議題として採決します。採決は起立によって行います。

この動議に賛成の諸君の起立を願います。

(起立少数)

議長(前田 長市議員)

起立少数により、この動議を否決いたしました。

議長(前田 長市議員)

それでは、議長判断で休憩したいと思います。30分休憩し、2時半から再開しますので、よろしく願います。

(「午後1時56分」休憩)

議長(前田 長市議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後2時30分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前田 長市議員)

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

7番(三宅 良矢議員)

議長。

議長(前田 長市議員)

三宅議員。

7番(三宅 良矢議員)

本修正案につきまして質問させていただきます。3点ございます。

1点目です。工事費の約1億3,000万円は高いという見識をお持ちですが、個人的な部分で言うたら、それは高いです。その高いと断定するための、個人的といって個人の資力からしたらそれは高いかもしれませんが、それを1億3,000万を高いと断定するための、賛成多数ですかね、この修正案に賛成多数を得るための客観的なエビデンスはありますでしょうか。そういった資料はありますでしょうか。

2点目です。予算委員会で審議すべきとありました。修正が賛成多数で仮に可決された

場合、約2週間程度です。議会より次回、この議会が可決しました。でも、議会からじゃあ次年度の修正についてのエビデンスですね。行程を含めて提案できるでしょうか。できるのであればその行程はありますでしょうか、ご提示ください。

3点目です。

(是枝綾子議員「言われている意味がわかりません。予算委員会で」と呼ぶ)

7番(三宅 良矢議員)

審議すべきとありますよね。仮に、要は修正が賛成多数で可決されましたとなった場合、今回ですよ、通った場合ですよ、仮に。約2週間程度、予算委員会まで期間ですよ、大体。その2週間で、要はこれまで我々が主張、我々というか今回動議を上げられた方たちが主張していることに対しての、それはクリアできるためのエビデンスというものは提供できるのでしょうか。できるのであればその行程等はどのようにお考えでしょうかということです。

3点目です。去る7月の本会議の決定で、10年間の長期包括契約が軌道修正されたということと、泉北環境への協議が再開されたということ、この道筋をつけたということはほんまに議会の、私個人としては功績やと思っています。

また仮の話ですが、仮にこの修正案が賛成多数で可決された場合、予算委員会以降に行われる議会との協議、ありますね。理事側との協議におきまして、どのような形、どのような条件下で要は図られていくのか。要はそれを理事側とはどのように詰められているのか、その辺につきましてご回答ください。

議長(前田 長市議員)

今の質疑に対して。

5番(是枝 綾子議員)

はい。

議長(前田 長市議員)

是枝議員。

5番(是枝 綾子議員)

質問を今聞きましたので、今答えるということなので、ここで休憩というのも、ちょっと時間を長引かすのもいけないので、1点目のことについてまずお答えしたいと思います。

1億3,000万円の補修費が高いという根拠ということでもありますけれども、1億3,000万円の根拠をきょう聞きましたけれども、なぜその1億3,000万円を発注するんですかというところのお答えはいただいております。というのがあるということが前提で、その工事費、今回債務負担行為の補正ということで、補修費を組むなどとは言ってないですよ。債務負担行為の補正ということで、それは運転管理をスムーズに、4月1日から滞りなくつなげていくために必要最低限の部分は、これは予算の先に議決をすると



いうところでありますので、それだけは先に確保しましょうということで、補修費については今後検討していく。4月1日、すぐに補修をしないとイケないようなところがあれば、それは契約に反しているということになるわけですから、そういうことはあり得ないでしょうという、きょうも質問の中であったかと思います。そういうことで、その補修については協議をしていきたいと思います、これからということなので、高いからやめなさいということではなく、債務負担行為の補正ということをするべき性格のものではないということで、セットじゃなく分けてということではありますので、高いかどうかは審議をして、必要であればそういう補修費を組めばいいわけですが、今回の債務負担行為はそういう運転管理の、人件費等の運転管理に限った分を予算を先に確保しましょうということの提案をしているだけのことであります。

2点目は、予算委員会で仮に可決された場合はという、ちょっとこの意味がよくわからないんですが、可決されて、予算委員会でどうするのかと。予算委員会だけではなく引き続き、予算委員会でどういう議論をされるか。当面の補修費ということで、例年4,000万円前後組んでいるから、それだけは仮に当初予算として組みましようということで組むことになれば、それはそれでいいかと思う。その後やはりいろいろと、こういうことも必要だということで追加の補正と、もし必要であれば追加補正をしていけばいいことあります。そのほうが内容がクリアになると。何をどれだけ補修をするかということを中心に議論をして、そしてそれが幾らの工事であるかということが明らかになるので、そのほうが明確になるんですね。工事内容が明らかになるということで、いいのではないかと思いますので、今後そのようにしていけばいいのではないかとこのように思います。

3点目の泉北環境との協議、議会との協議、これが意味がちょっとわからなかったもので、これについてはわかる方に答えていただこうかと思います。質問の趣旨がちょっと私はこれが理解できていないんですが。

議長（前田 長市議員）

もう一度、質問の内容を。三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

10年の長期包括が修正されたということと、泉北環境のことで再開させたということ、これは議会にとってはよかったことやと思っています。これはこれでコメントとして区切ってください。

仮にですよ、この修正案が賛成多数で可決されたときに、予算委員会以降に行われる議会との協議、あるじゃないですか。議会と理事側との協議、もちろんやっていくわけですよ。年度をまたいででもこれからもね。それはどのような条件、前提条件を出して、しっかりと進めて図っていくべきやと思っているのか。また、理事側とはそれをどのような前提条件を持った上で図って進めていくべきとお考えなのかということです。要は。

（是枝議員「泉北環境との協議の話ですか」と呼ぶ）

7 番（三宅 良矢議員）

違います。当面はここでのごみ処理の協議が進むわけですよ。それは議会で、議会側と理事側で行っていきますと、ここまではいいですね。その前提条件で、いろいろ僕、質問させてもらったじゃないですか。じゃ、何が必要で、何を、どのような条件を提示してやっていくべきやと思っているんですかと。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

3 点目の、議会と理事者側との協議の、どういう前提条件であれば協議をしていくのかということですか。

議長（前田 長市議員）

三宅議員、質問の内容をわかりやすく言って。

7 番（三宅 良矢議員）

わかりやすく。

議長（前田 長市議員）

はい。

7 番（三宅 良矢議員）

これまでいろんな部分、理事側が言うてきた、出してきた協議のたたき台、ありますよね。それが、いろんな部分が抜け落ちて足らへんから、こちらとしては賛成できてないわけですよ。それは進め方であったり選定の方法であったり金額であったりと。では、議会として、それはどのようなものが整っていればいいのかってお考えなのかというところですよ。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

そこの先の話ですね、どのような前提条件であれば協議が進むのかというところは、議員各個人個人、考え方も違いますので、私個人の考えをここで言っても、提案者の代表の考えということにはならないので、お答えはちょっとしかねるということではありますが、やはりよく協議をする、議論をするというところで、そこを大事にしてやっていけばいいのではないかとということでもありますね。こういう条件であれば話に乗るとか合意するとかいうのは、それは議論の結果ということだと思いますので、前提条件を設けずにもう一

度、最初からきちんと協議をしていくということが大事ではないかと思いますが。

議長（前田 長市議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。森議員。

12番（森 政雄議員）

単純な質問ですけども、こういう修正のこのあれでいって、今その運転している会社が受けてくれるんですかね。こちらが勝手にいろいろ言うてますけども。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

受けてくれるかしてくれないかは、森議員がこの7月のときに賛成討論をされました。「これが否決されたら事業者からも足元を見られるよ」という話が、ある意味現実的になってきたのかなという気もせんのもありません。せんのもありませんが、それは今までの運転管理を10年やってきた、それ以前からも古い炉でやってきた、そういう業者ですから、話に乗っていただくための交渉は、当面軒野部長さんを中心に進めていただくことになろうかと思いますがね。

これはやっぱり今言っているように、これまででしたら2億円で人件費とメンテナンスの費用、これが出ていたんですね。しかし、今度の提案では、人件費や共益費で1億8,000万も出そうということで、忠岡町としては相手の条件をのんで、かなりいい条件は出しているなというふうに思います。ですから、これでやっぱり協定をちゃんと契約にまで持っていってもらう、これは忠岡町の努力だというふうに思います。それ抜きにして、ほんまにやってくれるかどうか、こんなことを議会が論議しているようでは、まさに足元を見られることになってしまうのではないかと思いますので、これは仮にという話で先ほどから出ていますんで、これが決まればそうした努力をしていただくのは、やはり軒野部長さんのところを中心とした担当部課の方の努力であろうというふうに思いますので、それはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、原案、修正案について一括討論に入ります。

討論は、ありませんか。

7番(三宅 良矢議員)

議長。

議長(前田 長市議員)

三宅議員。

7番(三宅 良矢議員)

原案賛成の立場で討論させていただきます。まず、本修正案について反対する、私のポイントでございます。

先ほどの質問もあったんですけど、あくまで今の現状で、賛成多数を得るための客観的なエビデンス資料がないという、この部分です。それで、2点目の質問にあったとおり、仮にこれが通ったと、この1億3,000万円のやつを抜くやつが通ったとして、予算委員会に付託すると。で、予算委員会が、じゃ3月28日に、プラスアルファ、金額を提示されるかという、一事不再議の原則があるんで、多分この年度末までには1億3,000万のこの審議が通ったら、もう引いた状態で、来年度以降突入すると思います。その辺、その途中過程の説明と今後の過程の説明がしっかり整っておらず、不透明であることと。

また、これまでの議会審議や決定において、やはり僕らは言葉で、そして議会と理事側がしっかりとやりとりしていくという責務を負っています。その中で理事側から、どれだけ未来を見据えた条件をしっかりと出せるか。明確に根拠を持ってという、これが必要になってきます。そういった視点がなく、議論していけばいいというのは、やや私にとっては受け入れられない部分だと思っています。

以上のことを踏まえましても、さきの質疑におきまして、次回からの検討の改正内容を引き出すことができた我々の意見のほうが、現実的であり効果的であると考えます。

平成30年度は1年を通じまして、ごみ処理行政に対する議会からの議論が活発であったと思っております。さきの質疑におきまして理事側より回答を引き出したということ、さきの質疑におきまして、私からですが、回答を引き出せたこと、10年に及ぶ長期包括契約ありきの方針から転換できたこと、かつ泉北環境との協議再開に向かわせたことは、議会の大きな功績であると考えています。新元号になる2年目の以降の契約に向けて、こ

の結果を重々認識していただきまして、議会との協議に次年度以降臨んでください。

また、ほかの災害復旧、子ども貧困対策、霊園管理などの本議案内容の予算についても滞ることなく進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして原案賛成とさせていただきます。

議長（前田 長市議員）

修正案の賛成者の討論ありますか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私どもは非常に単純明快な提案をさせていただいております。それは、本来忠岡町がこれまで言ってきたこのクリーンセンターの広域が実現するまでの間どうするかということは、31年度に話し合いをしてちゃんと方針を決めていこうと、こういうことはもう忠岡町の方針として出ているわけですから、そこでしっかりと論議して決めていけばいい問題だというふうに思っています。

そうすると、あと、今必要なことは何なのかといえ、3月31日から4月1日以降にかけて、ちゃんとごみ焼却炉は運転できるかどうか、これにかかっているということで、忠岡町は新たな予算を出すのではなく、債務負担行為で間が途切れなくつながるように、この提案をされてきたわけです。

だから提案そのものは、私たちは悪くないというふうに思っておりますが、あくまでも必要最低限のものであるならば、運転管理費としての1億8,000万円の債務負担行為があれば十分それは事足りれる、ちゃんと運営していけるというふうに思います。それこそ4月中に壊れるような機械であれば、これはまた話が別です。それこそ現在運転管理をしている松和メンテナンスと住重エンバイロメントにちゃんと責任を持ってしていただかなくてはならない問題にこの課題が移るというふうに思うんです。そうでない場合は、私たちは3月の予算委員会を通じてでも、メンテナンスの費用が必要であるから、それは認めますということも申し上げているわけですから、先ほどの討論にありました心配点というのはないというふうに考えています。

さっき、何か「いい回答を引き出したから」、こんな話がありましたんで、ちょっと聞いてみたいんですけど、コンサルタントの同席を求める。コンサルタントは私たちは今、環境技術研究所は忠岡町の利益のためにならないと思っておりますから、いかに外すかを真剣に検討していただきたいと思っておりますけれど、同じようなコンサルタントが仮に同席したとしましょうか。本当に忠岡町のためになるのかどうか。

現在もモニタリング委員会ではコンサルタントが同席をしております。技術的な問題に

ついて、私はこれまで何度も取り上げて質問をしたことがあります。まともに答えてもらったのは1回か2回ぐらいで、前回のモニタリング委員会では、私、5回か6回質問しましたが、環境技術研究所の技術的な問題でお答えをいただくはずの人は、ただの1回も回答に立つことはありませんでした。だから、単に同席をしたからといって、それが住民のためのものになるのかどうかという点は、私が実際に体験したこととして非常に疑問だな。そのことで解決する問題ではない。解決をするのはあくまでも公正で忠岡町の利益のためになってくれる、そうしたコンサルタントを見つけて仕事についていただくことだというふうに思っています。

そうすれば今度の問題なんかでも、本当に必要なところがあるのかどうか、現場に足を運んでいただいて調査をしてもらう。そのことで多少値段が高くついたとしても、1億3,000万円、包括的な形で現在のJVに丸投げするようなお金の出し方をする必要はないと思っています。

私たちは、その教訓は、午前中も申し上げましたが、15億出した機械ですよ、そう思っていたのに実際は11億でつくられていた。それも9年間黙っていて、つい最近明らかになったと、この轍は絶対に踏んだらいかんというふうに私たちは思っています。思っているからこそ、メンテナンスであれ事前修理であれ、ちゃんと透明性を確保して、必要なものはやる、必要でないものはカットする、そうした議会のチェック機能をちゃんと発揮する、そうした機会を持つべきだというふうに思っています。ですから、丸投げのような形で、相手に性能保証でそのお金を渡してしまう、そんなやり方については、これまでの経験からしてよくない、このように考えています。

ですから、今私たちが提案させていただいているのは非常に単純明快です。忠岡町のクリーンセンター、この費用は1億8,000万円の運転管理、その費用だけ債務負担行為で通していただいて、4月1日からも安定的に運転をしてもらうこと、そして必要であれば、メンテナンスや修理もあるのであれば、予算委員会であれ補正予算であれ、必要なものを出していただいて論議をする、そして議会がそれを認めていく、そうしたスタイルにちゃんと戻していく必要がある。これが去年の7月の臨時議会で行われた議会の、総意と言いませんが、多くの人が願ったことではないのでしょうか。

それがやられていないような提案ですから、私たちは、議会軽視のようなやり方ではなく、ちゃんと議会が出した結論に基づいて提案もしていただきたい、そういう立場で本修正案を提案をいたしておりますので、議会の皆様方のご賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（前田 長市議員）

他に、討論ありますか。和田議員。

9番（和田 善臣議員）

今の討論は修正案に対する討論ですか。原案ではなしに修正案に対する討論。

議長（前田 長市議員）

原案と修正案の一括討論です。

9 番（和田 善臣議員）

わかりました。

議長（前田 長市議員）

他に、ありませんか。

5 番（是枝 綾子議員）

すみません、反対討論というものはございますでしょうか、議長。

議長（前田 長市議員）

反対討論、あるんですか。

5 番（是枝 綾子議員）

あるんですか。賛成のみの討論ということ。

議長（前田 長市議員）

逆になるからね。

5 番（是枝 綾子議員）

クロスしているから、それをどういう討論で述べたらいいんでしょうかということ  
です。

議長（前田 長市議員）

原案に対しての反対討論ですか。

5 番（是枝 綾子議員）

いや、反対でなく、修正案の賛成討論をそしたらしたらよろしいですか。

議長（前田 長市議員）

今、原案に賛成と、それと修正案に賛成ですので、逆になると思いますので。

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

この討論ね、原案に対する討論か、あるいは修正案に対する討論か、1 本にやってせんとややこしいです。どうもクロスやってるような感じでね。高迫議員はいわゆる原案に対してだったと思うんです。で、三宅議員は修正案に対するあれやったと思うんです。

議長（前田 長市議員）

一括討論ということで、よろしくをお願いします。

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

修正案に対して賛成の立場でということでの討論になり、原案についての反対討論ということになるかと思います。それでよろしいでしょうか。

議長（前田 長市議員）

そうですね。

5 番（是枝 綾子議員）

議長の許可を得ましたので、討論をしたいと思います。

この3億1,364万9,000円という額は、大変大きな額であります。忠岡町の町民はこのクリーンセンターにどれだけお金をかけたらいいか、かけてほしいかというところの、そういった民意がどこにあるのかということも考慮しながら考えなければいけない問題であろうと。議員だけで議論してはいけないというところもあって、そういう立場で、やはり住民の目線でチェックをしていくということが大事であろうと思います。

忠岡町が交付税不交付団体で、かなり潤沢な予算で十分にあれば、こうやってどうぞということもあると思います。しかし、忠岡町は財政的に厳しいということで、財政健全化を今行っている最中であります。管理職手当のカットもまだされたままであります。そして、高い国保料も、きょう問題になりましたけれども、忠岡町はそんなに国保に繰り入れをしておりません。高いです。介護保険料も大変高くて、「本当に24%値上げはこたえる」と皆さんおっしゃっておられます。

だけど、みんな忠岡町の財政、大変やということの中で我慢をしているという中で、やはり1億3,000万円の補修費を、それを出すということについては、もう少し検討しなければいけない。壊れているところがあるわけではないと担当課長も言っておりました。今すぐ修理しないとどうのこうのということではないとおっしゃっておられました。

しかし、3年、5年、町長は10年と言っていましたけれども、今後10年もですかと思いましたが、何年使うんやと思いましたが、そういう長期にわたって使えるようにするということでの1億3,000万円。だから、事前補修と言っていました。事前補修ということですから、事前なんです。壊れてもない。だけど、先を見越して先に入れておくんだと。まさに延命化の先取りというところであるかと思えます。だからこれはよく慎重に検討しないとイケない問題であると思います。

先ほど、修正案の1億3,000万を抜くエビデンスの資料がないと。いや、1億3,000万入れる必要ないから、根拠もないわけです。入れる必要が、今すぐ入れる、この3月1日のきょうの議会で限度額を入れる必要がないから、ないと言っただけなんです。壊れることではありません。今すぐ修理しないと動かない、とまるということではありませんというのが、エビデンスでございます。

ということで、そういう資料がないというならば、きょう質問させていただいた、なぜ1億3,000万円の補修を31年度にお願いしますということをするのかといえ、それは性能保証をするからするんですかと言っても、それはちょっとわからないということで、答弁がありませんでした。1億3,000万円、なぜしなければいけないのかという根拠が薄いというのは、やはり忠岡町の場合ではないかと思えます。

それはコンサルタント会社、三宅議員がいつも「その会社を抜くように」というふう



におっしゃっておられる、そこが出してきた、言っていましたか。そういう特定の会社ではないということですね。今議論でも出てきました、いつも出している忠岡町が委託をしているコンサルタント会社が点検をして、これが必要だと出してきた、そういう1億3,000万円の補修の工事ということですので、これもやはりちゃんと検討しなければいけない。だから今、きょうここで1億3,000万円の予算を組む必要があるのかということで、それはないでしょうと、緊急性がないということで外しているの、エビデンスということは、今すぐする必要がないからであります。それは当局も認めていることであり、これがエビデンスでございます。

そういった、今後どうしていこうかという議論をしていくと、しましよと言っているのに、見通しがなくかいうふうに、見通しは議論して出てくるものでありますので、結論を持って最初から議論するということはおかしな話で、それぞれの立場から住民の意見を聞きながら、今後住民の意見を聞きながら、皆さん1億3,000万したほうがいいですか、それともいろいろなほかのことにその計画を減額して使ったほうがいいですかと、そういうことを議会の議員が周りの住民の方に聞きながら、意見を聞きながら検討していくべき問題であろうと思います。だから、町民がこの議論を聞いていると思います。この結果をどのように受けとめるかということが今問われていると思います。

この不況のもと、年金も下がり、そして給料も少なく、そして事業をやっている方は廃業に追い込まれながら、本当に苦しい中で生活をしているというところから見ますと、この1億3,000万円、もっと違うことに使ったほうがいいのではないかと、そういうお声もあるかと思えます。だから慎重に検討するというので、この工事費、修繕費については別ということに外して、運転管理に支障がない程度の1億8,000万円の債務負担行為に減額するということが当然のことだと思います。

あとの、ほかの補正予算については必要な予算ですので、これは賛成をすべきことだと思います。

以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第7号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

まず、本件に対する河野議員ほか4名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立同数)

議長 (前田 長市議員)

同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長裁決となります。

修正議案については、議長は否決と裁決いたします。

よって、修正案は否決されました。

議長 (前田 長市議員)

次に、本原案について採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第7号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)の賛成の議員の起立を求めます。

(起立同数)

議長 (前田 長市議員)

同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長裁決となります。

本議案については、議長は、可決と裁決いたします。

よって、本案は可決されました。

議長 (前田 長市議員)

日程第12 議案第8号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)についてを、議題といたします。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。

議長 (前田 長市議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第8号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算を歳出を組み替えるものであります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分551万8,000円を減額、第4款 繰入金で、一般会計繰入金551万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第8号 平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第13 議案第9号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第9号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、50万円で、これを補正することにより、予算総額は11億3,503万7,000円となります。

歳入につきましては、第7款 町債で、流域下水道事業債50万円を計上、歳出につきましては、第2款 事業費で、流域下水道事業負担金50万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、流域下水道事業債において、限度額を560万円に変更するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第9号 平成30年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第14 議案第10号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第10号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、大阪広域水道企業団との統合に伴う、職員の退職金の精算及び減価償却費等の補正を行うものであります。

職員の退職金の精算につきましては、営業費用の原水及び浄水費等におきまして、1,720万5,000円を増額、減価償却費等につきましては、減価償却費限度額等に係る、現年度修正分として、減価償却費223万3,000円及び資産減耗費1,012万円を増額、また過年度修正分として、特別損失に5,948万3,000円を増額するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (前田 長市議員)

これより、議案第10号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 (前田 長市議員)

日程第15 議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算について、日程第16 議案第12号 平成31年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第17 議案第13号 平成31年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第18 議案第14号 平成31年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第19 議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本5件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（前田 長市議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本5件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

杉原健士議員、前田 弘議員、北村 孝議員、河野隆子議員、三宅良矢議員、高迫千代司議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

15時30分から再開いたします。

（「午後3時19分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後3時30分」再開)  
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（前田 長市議員）

ご報告いたします。委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に前田 弘議員、副委員長に北村 孝議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長（前田 長市議員）

日程第20 報告第1号 事務報告について（平成30年分）を、議題といたします。  
事務局長より、本件を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

報告第1号 事務報告について地方自治法第122条の規定により、平成30年の事務報告を提出する。

平成31年3月1日提出 忠岡町長 和田吉衛。

議長（前田 長市議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので、本日の会議を打ち切り、議事の都合により、あすから10日までの9日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認めます。

よって、あすから10日までの9日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(「午後3時31分」散会)